

低入札価格調査制度における契約の取扱いについて

平成19年12月3日
茨城県 土木部 監理課

茨城県土木部が発注する建設工事のうち、低入札価格調査制度の調査を受けた者との契約（一部を除く）に関しては、工事の品質確保への取組強化を図る観点から、下記のとおり取り扱うこととしました。

改正内容

1 受注者側技術員の増員

従前 規定なし（現場代理人と主任技術者等の兼任は可能）



改正 現場代理人と主任技術者等の兼任を認めない。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任技術者等とは別に、同等の資格（工事経歴を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置を求める。

- 6.5点未満の工事成績評定を通知された企業
- 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。
- 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

2 前払金の割合縮減

従前 5億円までは請負工事代金の4割以内、5億円を超える部分はその3割以内



改正 一律、請負工事代金の2割以内

ただし、中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではありません。

対象工事

茨城県土木部が発注する下記の建設工事のうち、低入札価格調査制度実施運営要領第6条に規定する調査を受けた者と契約を結ぶもの。

- ・土木一式工事（PC工事含む）
- ・建築一式工事
- ・鋼構造物工事（鋼橋上部工事含む）

適用日

平成20年1月1日以降に入札公告等を行うものに適用する。